

## 固定資産税に関する証明の交付・閲覧について（ご案内）

### 1 交付または閲覧申請ができるもの

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1 土地評価証明書      | 7 家屋物件証明書       |
| 2 家屋評価証明書      | 8 土地評価通知書（登記用）  |
| 3 土地公租公課証明書    | 9 家屋評価通知書（登記用）  |
| 4 家屋公租公課証明書    | 10 地籍図閲覧（写しの交付） |
| 5 課税台帳証明書（名寄帳） | 11 課税資料（写しの交付）  |
| 6 土地物件証明書      |                 |

### 2 手続き方法

#### ①窓口（市役所・出張所等）で申請する場合

- 各窓口にて備え付けの申請書またはダウンロードした申請書に記入し、申請してください。
- 代理の方（別居の親族を含む。）が申請される場合は、別途委任状（任意様式でも可）が必要となります（ただし、10. 地籍図閲覧（写しの交付）については不要です。）。
- 申請される方の本人確認をしますので、本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、マイナンバーカード等）をお持ちください。
- 別居の親族等が相続手続きのために申請される場合は、戸籍謄本等の相続関係がわかる書類が必要です。なお、亡くなられた納税義務者の生前の住所地が春日井市外の場合は、別途、亡くなられたことがわかる書類（除籍謄本等）が必要です。

#### ②郵送で申請する場合

- 次の書類を裏面の申請先まで郵送してください。
  - ・必要事項を記入した申請書（ダウンロードしてください。）
  - ・委任状（別居の親族を含む代理の方が申請する場合）
  - ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードの表面等）の写し
- ※1. 代理の方が申請する場合は、代理の方の本人確認書類の写しが必要です。
- ※2. 別居の親族等が相続手続きのために申請される場合は、戸籍謄本等の相続関係がわかる書類（写し）が必要です。なお、亡くなられた納税義務者の生前の住所地が春日井市外の場合は、別途、亡くなられたことがわかる書類（除籍謄本等）が必要です。

- ・手数料分の郵便定額小為替
- ・返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を記入し、84円切手を貼ったもの。申請部数が多いときは追加の返送用切手が必要です。）

○申請先 〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地  
春日井市役所 財政部資産税課

(注) 10. 地籍図閲覧（写しの交付）、11. 課税資料（写しの交付）については、郵送による申請はできません。

### 3 手数料

- ・各種証明書 1枚300円（1枚につき、最大5件まで証明できます。）
- ・評価通知書（登記用） 無料
- ・課税資料 白黒1面10円、カラー1面50円（コピー代）

### 4 受付窓口

- ・春日井市役所 財政部資産税課（市役所2階）
- ・坂下出張所
- ・東部市民センター
- ・高蔵寺ふれあいセンター
- ・味美ふれあいセンター
- ・市内各サービスコーナー（南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、坂下公民館、鷹来公民館）

(注) 市役所資産税課以外では、10. 地籍図閲覧（写しの交付）、11. 課税資料（写しの交付）の申請はできません。

### 5 受付時間

○午前8時30分から午後5時まで

(注) 土日祝休日、年末年始及び施設の休館日を除く。

### 6 その他

○マンション等で規約共用部分（集会所・車庫等）の証明についても、1枚300円が必要です。

○評価通知書は、登記に使用するもので、無料で交付しています。登記以外の目的で証明書が必要な場合は、評価証明書等、有料の証明書を申請してください。

問い合わせ先 春日井市財政部資産税課 電話 0568-85-6108